

令和元年度第4回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年3月25日(水)

午後2時10分～午後3時10分

(2) 場 所 向日市役所 3階大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 12名

1号委員 川 崎 雅 史

〃 橋 本 正 治

〃 神 吉 紀世子

〃 西 田 一 雄

〃 藤 本 英 子

2号委員 上 田 雅

〃 永 井 照 人

〃 福 田 正 人

〃 山 田 千枝子

〃 和 島 一 行

4号委員 西 川 克 己

〃 六人部 美恵子

[傍聴者] 4名

3 議事

第3次向日市都市計画マスタープラン案について（報告）

令和元年度 第４回 向日市都市計画審議会

日時：令和２年３月２５日

開会 午後２時１０分

○事務局 それでは済みません、お待たせいたしました。ただいまから、令和元年度第４回向日市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は年度末の大変お忙しい中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、都市計画課の小澤と申します。よろしくお願いいたします。

初めにお断りをさせていただきます。

本日の審議会でございますが、皆様御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染防止が求められております昨今の状況を鑑みまして、本日の審議会では感染予防のため、質疑応答におきますマイクの使用を控えさせていただきますこと、また、市職員一同マスク着用で対応させていただきますことを合わせて御了承願います。

本日の審議会は、午後３時３０分ごろの終了を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それではここで、審議会委員の交代につきまして、向日市都市計画審議会条例第３条、及び同運営規則第５条第１項第３号の委員に異動がございましたので御報告申し上げます。

去る３月１６日付京都府警人事異動に伴いまして、向日町警察署副所長の麻田委員が御就任されましたことを御報告いたします。

なお、後ほど御紹介いたしますが、本日は代理の方にお越しいただいております。

それでは議事に入ります前に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。

本日の審議会を所用により、小山委員、林委員、麻田委員が欠席されております。

本日、御出席の委員は１２名でございますので、本審議会条例第６条第１項に定める定足数を満たしております。よって、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

ます。

なお、今回 3 号委員でございます、乙訓土木事務所長の林委員及び向日町警察副署長の麻田委員が所用により欠席されておられますが、3 号委員は関係行政機関の職員となっており、各機関からの御意見を伺うため同規則第 6 条の規定により、乙訓土木事務所技術次長の浅田様に、向日町警察署交通課長の藤城様にお越しいただいております。

同規則第 6 条につきましては、「会長は必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、または説明させることができる。」となっております。

浅田様、藤城様、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、川崎会長にお願いいたします。

○会長 皆様どうも、ありがとうございます。大変遅くなりまして申しわけございませんでした。それでは、この後の議事進行につきましては、私が議長ということで務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

事務局からただいま御発言いただきましたように、新型コロナの感染防止ということで、ほかの自治体では、委員会、審議会等中止や延期にされているところも多いですが、どうしてもこの会議につきましては、開催しなければいけないということもございまして、そういう会議も幾つかございますので、皆様御協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、こういう時期、状況でありますので、事務局のほうにも、今回できる限り説明はコンパクトにさせていただいて、皆さんも御意見、御感想、簡潔に私も簡潔にしゃべるようにいたしますので、できれば 1 時間ぐらいで会議が終わるように御協力いただければと思っております。いかがでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは会議に早速、入らせていただきたいと思います。

本審議会は、原則公開ということで運営させていただいております。

本日の議事につきましては、向日市情報公開条例第 6 条各号のいずれかに該当して、

非公開とすべき情報は含まれておりません。したがって、本日の議題につきまして、この会議を公開するということにさせていただきます。

また、本審議会の会議録ですけれども、これは市のホームページのほうで公開になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局、本日の傍聴者はおられますでしょうか。

○事務局 傍聴希望者が4名おられます。

○会長 それでは、本日の審議会の傍聴の許可をしたいと思います。

傍聴者に入室していただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【傍聴者入室】

○会長 それでは最初に、事務局から本日の議事と資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第のほうをごらんください。

本日の議事ですが、報告事項としまして「第3次向日市都市計画マスタープラン案について」の1件でございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました資料を御用意願います。次第の裏側が配付資料の一覧となっております。各資料の右上には資料番号を振っておりますので、お手元の配付資料一覧を参考に御確認をお願いいたします。

資料1-1から1-4が事前に配付した資料でございます。

また、本日、配付しております資料として、向日市都市計画審議会委員名簿がございます。

以上が全ての資料となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは議長、お願いいたします。

○会長 それでは、議事に早速入ります。報告事項の「第3次向日市都市計画マスタープランの案について」事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、説明の準備をさせていただきますので、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。それでは、「第3次向日市都市計画マスタープラン案」につきまして、御説明させていただきます。前のスライドをごらんください。

初めに、第3次マスタープランのこれまでの策定経過について御説明します。

第3次向日市都市計画マスタープランにつきましては、昨年の10月から11月にかけて、本市のまちづくり審議会において素案を御検討いただき、その後12月にこの本審議会におきまして素案を御報告しております。

その後、本年の1月8日から2月6日の期間でパブリックコメントを行うとともに、パブリックコメント期間中の1月19日に素案説明会を開催し、市民の皆様から御意見をちょうだいしました。また同時期に、京都府とも協議、調整を図っております。

これらを踏まえ、作成しました案を2月21日に開催しましたまちづくり審議会に諮問させていただき、3月6日付で答申をいただいております。

本日の審議会では、この答申案を御報告させていただき、その後3月末に策定、公表を行いたいと考えております。

それでは、素案からの主な変更点について御説明いたします。配付資料の1-1及び1-2でございます。変更点につきましては、赤字または青字で表記をしております。

青字につきましては、前回の都市計画審議会での御意見を受け修正したものでございます。また、赤字につきましては、京都府との協議やパブリックコメントを受けての修正、また、事務局において校正等を行った際に生じた修正でございます。

それでは、主な変更点について御説明いたします。前のスライドをごらんください。

初めに、第2章、社会の潮流でございますが、ここでは前回の都市計画審議会におきまして、現状の表記だけでなく、現状を受けてこういうのが必要ですという表記もしたほうがよいとの御意見を受けまして、社会潮流の（2）（3）（4）（6）につ

いて青字で修正を行っております。

資料 1－1 では 6 ページから 8 ページでございます。

社会潮流の（２）激化する都市間競争では、「引き続き向日市ならではの魅力を高め、発信していく必要がある」との文言を追加しております。

（３）暮らしの安心、安全に対する意識の高まりでは、「ハード、ソフト両面において対策を推進していくことが必要」との文言を追加しております。

（４）ライフスタイルに対する意識の変化では、「情報通信技術のさらなる変化に伴うライフスタイルの変化に対応した都市基盤整備が必要」との文言を追加しております。

（６）官民連携の必要性の高まりでは、「協働のまちづくりをさらに推進していく必要がある」との文言を追加しております。

都市計画審議会からの御意見を受けて修正した箇所はこの部分のみとなります。

同じく、社会潮流においての修正点ですが、（１）人口構造の変化において素案の段階で記載しておりました、空き家や空き地などの日常的に管理されていない土地、建物が増えることにより、治安や景観が悪化し住環境に影響を及ぼしている旨の文章がございましたが、こちらにつきましては、社会潮流の（３）暮らしの安心、安全に対する意識の高まりに記載するほうがより適切と考え、記載箇所を変更しております。

次に、第 3 章の（２）将来都市構造におきまして、図と内容の整合を図る修正や京都府が定めています上位計画との整合を図る修正を行っております。

資料 1－1 では 30 ページから 33 ページ目となります。

まず、「交流都市拠点」に関する修正でございますが、将来都市構造に位置づけております「交流都市拠点」につきましては、阪急洛西西口駅西側で新たなまちづくりの検討が進められている地域を含めていますことから、内容につきましても、「既存の都市機能を維持しつつ、新たな都市機能及び交流機能の集積など」と拠点の範囲と内容が整合する修正を行っております。

次に、「維持活用ゾーン」の内容につきまして、素案の段階では、文末が” まちの活性化に向けた都市的な利用も” 検討するゾーンと記載しておりましたが、京都府が定めております上位計画の「京都都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合から「まちの活性化に向けた土地利用も」検討するゾーンと修正しております。

この「維持活用ゾーン」の内容の修正を受けまして、関連する第４章の土地利用方針及び市街地整備方針におきましても修正を行っております。

それでは、第４章の「１土地利用方針」の修正点ですが、資料１－１では３８ページでございます。

先ほどの維持活用ゾーンの修正を受けまして、土地利用調整地区の方針につきまして、文末を「産業系の土地利用を検討します」に変更をしております。

また、京都府が定めています上位計画との整合から「農業との調整を図りつつ」との文言に改めを行っております。

次に、「２市街地整備方針」の修正点でございますが、資料１－１では３９ページ、４０ページでございます。

先ほどの土地利用方針の修正を受けまして、市街地整備方針の基本的な考え方の一部を、「農業との調整を図りつつ、地区計画を活用した計画的なまちづくりの検討を支援する」との記載内容の修正を行っております。

また、整備方針の④につきましても考案の「誘導する地域」から「検討できる地域」に記載内容の修正を行っております。

次に、主な変更点の最後でございますが、「５－１都市景観の整備方針」につきまして、パブリックコメントの御意見や、京都府との協議を踏まえ、基本的な考え方に、景観計画の策定について調査に取り組む旨の内容を追加する修正を行っております。

資料１－１では５１ページとなります。

それでは続きまして、策定経過の中でも触れましたパブリックコメントの結果と、素案説明会の概要につきまして御説明させていただきます。

配付資料では１－３となります。

パブリックコメントにつきましては、１月８日から２月６日の期間で行い、１４名の方から、合計４７件の御意見をちょうだいしました。

また、パブリックコメント期間中の１月１９日に、市役所本館３階の大会議室で開催しました素案説明会では、１８名の方に御参加をいただきました。

それでは、パブリックコメントの結果と市の考え方についてでございますが、量がありますのでかいつまんで御説明をさせていただきます。前のスライドをごらんください。

市の考え方におきまして、赤字で表記しておりますのが、パブリックコメントの御意見を受けて修正するものでございます。また、青字で表記しておりますのは、御意見の内容について、素案で方針を示しているものでございます。まず、素案に関するものからですが、社会の潮流に関する御意見としまして、「（５）接続可能な地方創生の推進」について、現行の第２次計画の表題であります「接続可能な循環型社会の実現」のほうがよいとの御意見でございます。市の考え方としましては、持続可能な地方創生の推進は、国連サミットにおいて採択されました、持続可能な開発目標ＳＤＧｓを受け、国においてもＳＤＧｓ実施指針を決定し、自治体のまちづくりにおいても、その考え方を導入した取組を推進している内容を記載しております。

ＳＤＧｓ実施指針には、循環型社会も位置づけられており、循環型社会を目指すことも含まれているものでございます。

次に２つ目、都市計画の目標への御意見としまして、「人が集う」はイメージしやすいが、「ふるさと向日」は人によってとらえ方が異なるため、都市計画の目標としてはふさわしくないのではとの御意見でございます。

市の考え方としましては、本マスタープランでは、今後訪れる人口減少や、さらなる高齢化に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくため、都市計画の目標を「人が集うふるさと向日」と定め、市域がコンパクトな本市だからこそ可能な、身近に人

が集うさまざまな場を確保していくことで、定住の場として、また交流の場としての魅力を高め、住みたい、住み続けたいと思える町を目指すとしております。

次に、土地利用方針に関する御意見としましては、市街化調整区域の農地について、保全を望む御意見や、今回設定しました「土地利用調整地区」について、土地利用方針とセットで定めるべきではないかとの御意見でございます。

市の考え方としましては、市街化調整区域の農地につきましては、農業従事者の高齢化や、後継者不足などの問題から、営農継続が困難となっている農家が多くあり、今後、農地が資材置場や大型車駐車場などの周辺環境に影響を与える土地利用に転換されていくことが懸念されますので、本マスタープランにおいて「土地利用調整地区」に位置づけ、農地の保全に配慮しつつ、町の活性化に資する土地利用の誘導を図るとしております。

このため、土地利用調整地区は、農地の保全を前提としており、新たな土地利用を前提としたものではございません、としております。

次に、身近な買い物の場として、幹線道路を起点とする御意見や、東向日駅周辺の、市の中心市街地が寂れているとの御意見がございました。

市の考え方としましては、幹線道路を起点する買い物の場につきましては、「第4章都市整備方針1土地利用方針」におきまして、都市計画道路、久世北茶屋線、都市計画道路、伏見向日町線、南部の都市計画道路、外環状線、都市計画道路、御陵山崎線の沿道を、日常生活に必要なサービス施設や、市民、来訪者等に魅力のある沿道サービス施設などの、商業、業務、その他産業施設の立地を誘導する「沿道サービス地区」に位置づけている。としております。

また、東向日駅周辺につきましては、東向日駅周辺は、将来都市構造におきまして、中心都市拠点に位置づけ、市の玄関口としての魅力と、にぎわいのある拠点形成を図るため、「第4章都市整備方針の2、市街地整備方針」に「②JR向日町駅・阪急東向日駅周辺の整備」を掲げ、今後取組を進めてまいりたいと考えておるのでございま

す。

次に、交通体系の整備方針に関する御意見としまして、昨年１０月に運行を開始しましたコミュニティバスの充実を求める御意見がございました。

市の考え方としまして、コミュニティバスについては個別事業に関するものでありますことから、今後、事業計画を見直す際の参考にさせていただきたいと考えております。

また、その他公共施設の整備方針に関する御意見としまして、学校校舎の建て替えについて御意見をいただいております。

市の考え方としましては、「第４章都市整備方針４－４その他公共施設の整備方針」の中で、各学校施設の老朽化などの状況を踏まえ、個別計画を策定し、学校施設の改修、改築工事を計画的に進めることとしております。

次に、都市景観の整備方針に関する御意見としまして、景観計画の策定を明記すべきとの御意見をいただいております。

市の考え方としまして、景観計画の策定を明記すべきとの御意見をいただいております。

市の考え方としましては、地域住民の合意形成を図りながら、地域の特色に応じた町並みの保全、誘導策を講じることができる、地区計画制度の活用を促進し、景観まちづくりへの意識が醸成された段階で、本市の景観計画について調査してまいりたいと考えており、「第４章都市整備方針５－１都市景観の整備方針」の基本的な考え方に、先述の主旨を記載する修正を行いたいと考えております。

次に、素案全体にかかる御意見としまして、向日市の子育てしやすいまちという特色を守り、保育所の充実、児童公園の整備、古墳周辺を子供たちが遊べる場にする、学校施設の整備、充実、向日丘陵や田園の保全を求める御意見がございました。

市の考え方としましては、本マスタープラン「第４章都市整備方針」の「１土地利用方針（丘陵・緑地計画、土地利用調整地区）、また「４－２公園・緑地等の整備方

針」「４－４その他の公共施設の整備方針」に掲げた方針に基づき、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、その他の御意見としまして、森本東部地区において進められております土地区画整理事業や、ＪＲ向日町駅東口の開設に係る個別の事業に対して御意見がございました。

市の考え方としましては、個別の事業に関する御意見でありますことから、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

パブリックコメントの結果につきましては、以上となります。

続きまして、素案説明会で出されました御意見と、それに対する市の考え、回答について、素案に関するものについて抜粋でございますが、御説明させていただきます。

都市計画の目標について「歩いて暮らせるまちを目指す」が実現可能なのかとの御意見があり、市の考え方としましては、市域がコンパクトな本市の強みを生かす将来目標として設定しているところでございます。

次に、都市施設の整備方針に関連しまして、生活道路の整備について要望がございました。

市の考え方としましては、「第４章都市整備方針４－１交通体系の整備方針」の（２）道路の整備において、④生活道路の整備として、地区の特性を踏まえた道路整備の推進を位置づけているところでございます。

次に、都市環境の整備方針に関連しまして、農地や竹林の保全について御意見がございました。

市の考え方としましては、都市計画におきます市街化調整区域に指定し、保全を図りつつも、市街化調整区域の農地が抱える課題も考慮し、「第４章都市整備方針１土地利用方針」におきまして「土地利用調整地区」に付けているところでございます。

次に、主な整備構想等に関連して、阪急京都線の連続立体交差事業化についての御意見や、阪急東向日駅前の整備について御意見をいただいております。

市の考えとしましては、阪急京都線の連続立体交差の事業化に向けて、解決しなければならない課題について慎重に検討していく必要があると考えております。

また、阪急東向日駅前の駅前広場については、阪急電鉄と調整を図り市民が利用しやすい形に整備したいと考えているところでございます。

次に、立地適正化計画に関連しまして、地域ごとに歩いて食料品が調達できる、小さなゾーンをつくるといった御意見をいただいております。

市の考え方としましては、「第4章都市整備方針1土地利用方針」において、幹線道路沿いに商店を誘導する「沿道サービス地区」を位置づけ、御意見のような地区の形成を図っていきたいと考えているところでございます。

以上で、簡単ではございますが、説明会の御紹介でございました。

以上で御説明のほうを終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の御説明に関して、御意見、御質問など、委員の皆様方からお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員 いろんな御意見あると思うんですけど、ちょっと呼び水的に最初に。

パブリックコメントの解答のところで、景観計画の話ありましたよね。これ回答の内容的に、景観計画は個人の財産を規制する強力なものだから、地区計画を先にやりますみたいなものになってるんですけど、そんなことないんですよ。景観計画は、どんな内容をつくるかによっては、全然緩かったり全然きつかったりします。だから、全部が京都市的なやつでもないし、景観地区までつくれば厳しいですけど、計画だけだったらそうでもないんです。景観計画区域があるだけでも、例えば個別の建物を残すときに、使えるツールがあったりとか、「歴まち」によく出てる緑を残したいみたいな、木1本みたいなやつとかも、景観計画さえあれば、木1本残しにいくとかも、できなくもないので、使いようなんです。だから、地区計画が先かどうかじゃないので、ちょっとその意味で、この書き方はちょっと違うんじゃないかって思うんですね。

きょう配ってるやつでいくと、この1－3の資料の6ページに、大体この赤字で書いてらっしゃるところは、ちょっとそういう書き方になっているので、6ページ、7ページ、ほぼ同じものが続くんですけど、赤字のところの、「景観計画は、個人の財産に制限をかける強力な規制誘導手法でありますことから」って書きちゃってるんですけど、そういうふうにつくればそうなるし、こういうことをピンポイントでやれるツールを導入したいっていうやり方もなくはないので、つくりようによるので、慎重につくりますぐらいのことは書いていいと思うんですけども、ここで言い切るのはちょっと制度的に説明としておかしいですね。なので、強力な規制誘導手法もできるのですが、まずは全市的なとか、その景観計画区域をどの範囲で全市にするのかどうかとか、そういう大きなくくりのところからスタートしますとか、何かそういうふうにしないとちょっと説明としておかしいんですよ、実は。

京都府内では多分この厳しめなやつが多いのは事実ですけど、全国見ていただいたら、緩いやつもいっぱいあります。やりようです。

○会長 関連して言ってください。

○委員 私も全く同じことを思って。都市計画は厳しいですけども、景観計画に関しては景観からいっぱいやることができると思うんですね。今の同じその回答の6ページ、このあたりの頭の言い方は違うので、強力な規制ではないので、そこをまず柔らかい言い方で。

○委員 具体的に言いますとね、地区みたいな、景観地区をつくる、京都でやってるようなやつは、すごい大変なやつもあるんですけど、市の全域景観計画区域いうのに、まずしていただくと、条例をちゃんと用意しとくと、例えば木1本、古い木1本ここでみんな残そうよみたいなやつを、それに指定すると、残るかどうかは別として、枯れちゃったりしたら知らないですけど、指定するとか、建物1軒これ文化財まではせえへんけど、町並みのために残そうよというときに、景観重要建造物にするとかいうツールはあるんです。やってはるかどうかは市によってさまざまなんですけど、宇治

市さん、この間やっと1号の景観重要建造物できたんですけどね。茶農家さんのところの土蔵ですけど、条例をつくる必要がありますけど、やっぱりやれる分はしっかり準備していったほうが、何か予防的にもいろんなことできる可能性とか見られたほうが、私はええと思うので。

少なくとも、いきなりできひんけど、こういうところから順番に考えますぐらいのことは書かれてもええんちゃうかなと思います。

○会長 ありがとうございます。大変貴重な関係のお話かと思います。

○委員 さっきお話ししてたんですけども、そういう可能性があるっていうことを、ずっと伝える必要があるし、もったいないなっていう話。できるところからぜひやってほしいと思います。

○会長 ぜひ事務局のほうで、また検討していただければと思います。

むしろ、地区計画制度のほうで厳しい部分もありますので。お隣の長岡京市もまずは全域をかけて、私もちょっとお手伝いしてるんですけども、緩いところからスタートしますので、調査はしていただくということは明記されてありますので、ちょっと文言等はまた修正お願いしたいと思います。

○事務局 はい。わかりました。文言等については、調整させていただきます。

○委員 私も同じこと考えてたんですが、パブリックコメントに100年ほどの樹木ですね、ああいった樹木も守ることを考えてほしいというのが、意見の中にもあったんですね、やっぱりそれが少し反映していくかなというふうに思いますので、その点は私も同じように思います。

それから、質問っていうかちょっとあれなんですけど、今までは農地の保全でしてね。それが今回は変わって、変更されてますよね。それは京都府の上位計画の関係でっていうようなことをちゃんと説明あったんですけど、やっぱり農地保全っていうのを、割と市民の方も意見が多いので、そこら辺が何とかならないかなと、後継者不足とか、そういうこともよくわかってるんですけど、ちょっとその保全からこういう違うほ

うに変わってしまうと、何か保全はもうあんまりないのか、農産物のそういうものだけを考えているのかっていうふうになるので、その辺ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それとちょっとついでなんですけれど、今までの市街化調整区域、これが土地利用調整地区ということで、変更になってきましたよね。そのことについても、この規制と、それから土地利用の助成の規制と、その辺の違いをもう少しちょっと、詳しく教えていただきたいなと思います。

○会長 ありがとうございます。

事務局の方、特にございませんか。もう少し含みを持たせるというか、農地保全も含めて、幅広く意味をとらえていただきたいという御意見だと思います。いかがでしょうか。

○事務局 説明のときに、市街化調整区域というのを御説明をさせていただいたかなと思うんですが、この市街化調整区域ですが、都市計画という形で、向日市も市街化区域と、市街化調整区域が指定されていますが、御存じのこととは思いますが、市街化調整区域につきましては、都市計画で定めているものでございます。今回、都市計画マスタープランに位置づけさせていただいているのは、その市街化調整区域をそうじゃないものに変えるというようなものではございません。あくまでも、本市の都市計画マスタープラン上としまして、前は田園緑地ゾーン、田園緑地地区のような形としていましたところなんです、そこについては、今後の後継者不足とかを鑑みまして、大型車駐車場や資材置き場などに農地が転用されるのを懸念しておりまして、なし崩し的にそういう形にならないよう、地区計画制度によるまちづくりを検討できるよう、位置づけをし直しており、その関係上、名称的に土地利用調整地区という言葉を使っているだけでございます。そのため、実際の都市計画上としては、市街化調整区域であることには変わりはありません。

ですので市街化調整区域ですので、基本は農地の保全というような形がベースとして

はあるんですが、そういった農家を取り巻く課題とかがございますので、それには柔軟に、都市計画として対応できるよう、都市計画マスタープランでの位置づけを田園緑地地区から、土地利用調整地区という形に変えさせていただいているというところでございます。

○会長 ありがとうございます。他いかがですか、よろしいですか。

○委員 それともう一つの保全のところは、今言っていて、この市街化調整区域は農地を保全するということも、含まれてると思うんですけど、そして市街化調整区域というのは、都市計画マスタープランのその中で、こういう言葉になってて、本来の市街化調整区域っていうのは、残ってるということを今お聞きしましたので、そのようにまた私たちも考えていきたいというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。すいません、もし御意見なければなんですが、34ページと35ページのところの、表、すごくわかりやすいんですが、協働によるまちづくりの推進っていうのは、これが上の段に6つ土地の活用、交通の利便性って並んでるんですが、一番下にある協働によるまちづくりなんですが、これ全部目標なんですよね、ここに掲げてるのは。これ協働のまちづくりってこの5つの目標を推進するときに、もうベースになるようなものなので、何か6つ独立に並んでるのが、ちょっとこれいいのかなっていうのが、ちょっと私の疑問でした。別にこれは特段ということではございませんので。

それともう一つ、57ページ、56ページから始まる都市構造図の中で、この拠点を新しい拠点とかですね、拠点っていう言葉が出てきてるんですが、2番目の都市基盤構造の中で、私としては都市のことを考えるとき「ネットワーク」という言葉を使うんですが、都市基盤のネットワーク整備、「ネットワーク」の言葉がどこかに入っててもいいのかなと思います。道には、流動性とか滞留性がありますので、すいません、その2点だけです。これ特に御回答っていうよりは意見、感想です。

ほかいかがでございますか。

○委員 1つよろしいですか。これもどう書けということじゃなくて、何か多分すごくわかりにくい話で62ページ、立地適正化計画が入ってきてますよね。これ都市計画法じゃない法律でできちゃったけど都市計画的みたいなやつなので、わかりにくいと多分なるので、ちょっと何かこう制度解説をどこかに注釈でいいから、もう少し一声あったほうがいいかなってちょっと思うんです。

例えば、65ページに、居住誘導区域というのがこんなふうに青く塗られてて、これ、さっきの調整区域との関係は何っていう、わざわざ何でもう一回こんなん書いてあんのっていう話だと思わはる方もおられたりすると思うんですね。

これ、御存じの方は知ってらっしゃるようにいわゆるコンパクト施策で、スプロールしないようにっていう話だから、この青の中になるべく住宅新築とかしてください。青以外のところで建てる時は届出が要るよみたいなやつではあるんですけど、もともとコンパクトなんですよ向日市さんって。だけど、この中で基本的には、住宅地の範囲を収めたいっていう話ですよ。他の自治体でもややこしいってめっちゃ言われるので、ちょっと制度のことを、何かちょっと記しとかれたほうが良いとは思っています。

○会長 人口減少とかサステナブルに維持していく大きな目標像をちょっと書く必要が、いきなり立地適正化というタイトルだと、わかりにくいということですね。

○委員 そうなんです、どこ行ってもややこしくて、63ページの赤のところも、これもすごいややこしくて、ここ以外に商業を建てたらあきませんっていうことじゃないんですけど、さっき言ったスプロールしてしまわないために、都心部というか、まちの中心が常に、便宜とか人気がある状態をつくるために、わざわざ都市機能誘導区域をつくれってなったっていうのは、できればやっぱりここにカフェとかいっぱい来てほしいっていうやつではあるんですけど、制御する方法がないんですよ。もう意思表示みたいなやつなんですけど。

ただ、国のほうは確か公共交通中心の施策をされているので、公共交通の拠点にな

るところの、ある種の新規開発を応援するよみたいな枠が、ちょっとついてましたですよ、昨年度とかは少なくとも。だから、ちょっとそういうのと関係しているのが、他市町村を見ていただくと出てくるはずなので、ちょっとその辺も皆さん市町村ごとの特色に合わせて、どうするかって、これ悩ましい計画なので。何か唐突に出てくる感じでちょっとやっぱりわかりにくくなってなるんじゃないかなとちょっと心配しました。

○会長 あくまで目標であって、これツールなんですね。

○委員 そうなんです、何か突然出てきたんですよ、ここ数年。なので、多分みんなまいちよくわからないという状態で使っているの。

○会長 国交省の発信が強く出ているものなのでね。

○委員 長い目で見たら、この範囲にまとめていきたいみたいな話で、ここは空洞化させたくないみたいなやつなんですよ。あまり、何かちょっとどうこれが役に立つか見えてないっていう感じが正直あるので、ちょっと解説、ここ見たらわかるよみたいな、注釈でもいいからつけとかれたほうがいいと思いました。

○事務局 立地適正化計画につきましては、都市計画マスタープランの実行していくためのツール、そのための制度と考えています。今回のマスタープランの最初の3ページに模式図を書いて、どのような関係かは示しています。

○委員 元ネタがどこを見たら、解説がちゃんと書いてあるのかとか、何かそういうのは、探すのも難しいの正直あるじゃないですか。何か注釈でいいと思いますけど、ここを見てくださいって、国が出してるこれを見てくださいって。

○会長 国交省のホームページで。

○委員 何かそういうのを、それもわかりにくいから、正直。

○事務局 一応、62ページに、参考という形で、制度概要を載せています。

○委員 いやいや、わかるんです、わかるんですけど、これでもまだ分かりにくいからってということで。おおもとを見ていただくのがいいと思いますのでよろしくお願いします。

いたします。

○会長 引用だけでも載せていただいて、ホームページの。

○委員 どこそこに詳しい話が載ってますみたいなあるだけでも。

○会長 国土交通省の都市計画のホームページとか。それだけでも大分違うと思う。

○事務局 わかりました、そのようにさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。ほか、いかがでございましょうか。

○委員 意見の2ページなんですけど、そこに沿道地区のことが書いてあると思うんです。この都市計画マスタープランの案には、37ページですね、沿道サービス地区ということで、久世北茶屋線とか伏見向日町線とか、外環状線、御陵山崎線と、こういうのは、にぎわいとかそういう位置づけてるということなんですけど、この意見の中には、やっぱりあみだくじのように構築する必要があるっていうふうに書いておられて、特に市民の皆さんは、やっぱりここの周辺に住んでおられたり、都心に近い方だったらいんですけれど、本当に食べ物を毎日買いに行かなくてはならないということですね、民間でもいいから、どこでもいいから取りあえずやっぱり誘致して、そういう市民の皆さんの買い物がしやすいようなことをやってくれって書いてあるんですけど、その辺の答えが何かもう少しないのかなというふうなことをちょっと思ってるんですが。37ページのこの中に何か入らないのかなと思うんです。特に高齢者の方が、今度ライフシティもなくなりますし、東向日駅の近くなんですけれど、やっぱりそういう生鮮食料品が買えるところが減ってきたとか、そういう声も受けていますので、この辺をもう少しきめ細かいそういう沿道サービスという商業を誘導するっていうのは、何も書き入れることはできないんでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局 沿道サービス地区につきましては、基本的に幹線道路や車で行き来しやすいところですね、そういったところをサービス地区といたしまして、そのような商業施設、そういったものを誘導していくというふうに考えております。先生の御意見も手

短なところに店舗とかスーパーができれば、やはりそれは高齢の方にとってはいいかと思うのですけれども、都市計画上、用途地域によっては、建てられるところとか、建てられないところがございます。

そういったところも踏まえまして、沿道サービス地区というのを幹線道路の沿道に持ってきたというふうな回答でございます。

○会長 行政としてはそういう基本的な考え方なんですね。ただ、その中で、にじみ出るような、サービスセンテンスが散りばめられていくってというようなこともやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと。きちっとこう整理されすぎているところも若干あるのかなと思います。ただそれは、ここに書き加えるのか、実際に運営として実施の中で、そういうことを考慮していくのか、また十分、御検討いただけたらという気がします。

○委員 少し意識して徒歩でも行ける、幹線だけじゃなくてね、そういう意識っていうのが欲しいので、マスタープランの中に入っていると、やっぱりそういう考えてくれてるんだなっていうふうに思っていたかなと思ったりしますので、これ要望です。

○会長 ありがとうございます。

○委員 ちょっとそれでアイデアなんですけど、42ページの住環境の整備方針のところに、安全・安心な住環境の形成と①で42番なんですけど、ここすごくいい内容なんですけど、多分今おっしゃったようなことって、もしかしたらここに入れる可能性も今ちょっと思いついたんですね、住宅地って住宅オンリーにしろって言ってるわけじゃないのと、私、学生に言ってるんですけど、御存じかもしれないですけど一部、おばあちゃん、おじいちゃん多くなってきて、商業施設ではないけど、買い物支援とかやっていらっしゃる地区あると思うんですよ。そういうのもこれから考えないといけないとなったら、何かお店を持ってこいじゃなくて、こういう住環境としてそういうおじいちゃん、おばあちゃんが買い物できる住環境とかを新しいアイデアにやってい

くって多分そういうのを既にやってらっしゃる地域もあるので、恐らく向日市内でもやってらっしゃると思うので、ここに多分ちょっとそういうのがないかもしれないですね。このバリアフリー化までは書いてあるんだけど、高齢の方とか、障害のある方とかが住みよくなるような、いろんな取り組みが、上手にできていくというようなのも、この中では重要ですよっていう、さっきおっしゃってた歩きやすいとかいうのも、この辺に入ってきてそうな気がするんだけど。

ここにちょっと何かそういう、まちづくり的に頑張れみたいなのも読めるし店来てくれてもちょうとうれしいみたいな小規模なっていうのでも、ここにあってもいいなと思いました。

○会長 ありがとうございます。皆さん、いかかでしょう。

○委員 ここまでできて、今さら何を言うんやって言われるかわかりませんが、維持活用ゾーンでね、61ページの地図からいいです。前に先生方がおられるので、よく御存じと思うんですけど、箕面市なんかはね、この市街化調整区域の中でも、特に残したい場所っていうのは、風景的にも残してあるんです。割と人間の心理上、ふるさとの風景って、農のある風景ってすごい大事なんですよね、東京でも今それ言われてるんです。だから、部分的に残してあるところがあるんです。向日市の発展のためには、新しい地区計画が必要やねんけど、これを一遍に、この10年で変わることは恐らく、ごろっと変わることはないけど、ほんまにこのどこかの場所で、本当に農の風景というのを残しとかんでもいいもんかというのは、きょう向日神社の六人部さんもお越しになってますけど、御年の神（おんとしのかみ）っていうのは、やっぱり農耕を祭る農耕の神さんなんですよ。その農の風景がなくなると、まず向日神社の接点もなくなってくるような部分があるんで。これは何かの文章で地図に残すと、またちょっとぐあい悪いんで。

○会長 そうですね、農の風景と、それから都市のにぎわいの風景っていうのは、境界があるようで、実は連続的なものでやっぱり、にぎわいの部分も緑地だとかそういう

うことをずっと丁寧にやっていくか、調和ができる部分っていうのもあるんで、私はいつも保全の部分と想像の部分をはっきり考えて、そこをなだらかにずっとやっていけないといけない部分。緑とか環境っていうものに対することも、しっかりとつなげていけないといけないということだと思います。ただ、ここの都市計画審議会というのは、土地利用をどうするかっていうことも一つ大きな検討内容ですので、また事務局のほうも、いろいろ今後の御検討にしていいただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

○委員 パブコメの4番目のできる限り、緑を残したいという中で、具体的に現状の放置竹林、地権者は判明をしてますけども、これからの対策。国としては、令和6年でしたか森林環境税、国民から1,000円という方向も予定されてますし、このまま放っておくと、やっぱり放置竹林の面積がいわゆる後継者不足ということもあって広まっていくんじゃないかと。しかしながら、その具体的な対応策っていうのは、長岡と比べても若干まだ見通しが弱くて、ですけども、一歩前に達したと伺っておりますけども、その辺の視点の部分というのがここにあれば、また市民の皆さんに、こういうふうに向日市は考えているとかいうのがわかると思うんですが、その辺をちょっと私は心配をいたします。

○会長 ありがとうございます。御懸念の点、非常に重要な点で。事務局のほう、御意見ございますでしょうか。ただいまの御意見につきまして。

○事務局 実際、竹林の維持管理は非常に重要で、都市マスでも、丘陵緑地ゾーンに向日丘陵を位置づけているところであります。過去に、この竹林の所有者の方々にアンケート調査を取りました。そのときに、基本的にほとんどの方が続けていきたいという結果でした。というのは、やっぱり日本一のタケノコが出ますので、後継者関係等を聞きますと、確か4分の3ぐらいの方は、これからもやっていくというような意識の調査の結果がありました。

それで今回、この森林税の関係で基金の条例も制定できましたので、それを上手に

活用して、この保全に努めてまいりたいということで考えております。

○会長 ありがとうございます。引き続きまた御検討いただきたいと思います。ほか、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御意見、御質問を積極的に皆様方からいただきましてありがとうございます。これでこの報告事項につきましては議事を終了したいと思います。

○委員 意見だけ言ってもいいですか。このまちづくりの問題については、ちょっといろいろ私たちも考えてることがありまして、この前、議会の初日にも向日町駅の東側が36階建ての100メートルのビルが建てられるような計画が、300戸のマンションですね、300戸入る。そういうようなこともあって、実際にはここで審議することではないかもしれませんが、やはり市民の税金にもかかわることで、その辺で、やっぱり地域住民の皆さんにもっと説明していただいたり、地域住民の皆さんの合意なく進めることってというのは、私は具合が悪いなと。やっぱり説明責任をきっちと果たしていただいて、そして市民が納得できるような、そういったまちづくり、今市民の暮らしも非常に厳しくなっていますのでね。そういうふうなことだけは、頭にいつもあるので、ここでの審議とは少し違うかもしれませんが、私はこのまちづくりそのものにあまり賛成できないということの意見を持っています。でもね、その中でも改善したり、そういうことはしていただいたら、それはそれで大事だと思っています。報告は承りましたし、ということですのでよろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。ただいまの御意見、よろしいでしょうか。

しっかりとした説明をしていただくことも重要ですし、それから説明会に来られない方、参加できない方々もおられますので、やっぱり行政のほうでもしっかり見守りながら、自分たちで判断していくのが重要なんではないかなと思います。

ありがとうございました。

それでは、これで終了させていただきたいと思います。きょうも積極的な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。それでは司会にマイクをお返し

いたします。

○事務局 皆様、ありがとうございました。

ここで御報告をさせていただきます。当審議会の会長として長年、本市の都市計画行政に御尽力いただきました川崎会長におかれましては、今年度末をもちまして本審議会の委員を御退任されます。

これまでの感謝の気持ちを込めまして、拍手をもってお礼にかえさせていただきたいと思います。（拍手）

○会長 ありがとうございました。

○事務局 それではこれで本日の審議会を閉会させていただきます。

皆様、お忘れ物のないようにお帰りください。

本日はありがとうございました。

閉会 午後 3 時 1 0 分